

第825回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成24年2月15日（水）午後1時30分から
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第824回教育委員会会議録の承認について

4 第825回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告（一般事務報告）

- (1) 《憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない」等々。上記の、憲法の基本的
人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的
人権回復への厳密な配慮を
要求せる請願書》への対応について (義務教育課)
- (2) 県管理施設からの雨水流出により発生した物損事故に係る和解について (施設整備課)
- (3) 震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会の最終報告について
(文化財保護課)

6 議 事

- 第1号議案 第335回宮城県議会議案に対する意見について (総務課)
- 第2号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について (教職員課)
- 第3号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について (教職員課)
- 第4号議案 宮城県社会教育委員の人事について (生涯学習課)

7 課長報告等

- (1) 平成23年度学校基本調査結果の概要について (総務課)
- (2) 平成22年度における児童生徒の問題行動等に関する調査（宮城県分）について
(義務教育課・高校教育課)
- (3) 平成24年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第2回志願者予備調査並びに推薦入試
及び連携型入試について (高校教育課)

8 資 料（配付のみ）

- (1) 平成24年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について (高校教育課)
- (2) 平成24年度県立中学校の入学者選抜結果について (高校教育課)
- (3) 宮城県美術館特別展「世界遺産ヴェネツィア展～魅惑の芸術・千年の都～」について
(生涯学習課)

9 次回教育委員会の開催日程について

10 閉会宣言

第 8 2 5 回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成 2 4 年 2 月 1 5 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 勅使瓦委員長, 佐々木委員, 庄子委員, 佐竹委員, 小林教育長 (青木委員欠席)

4 説明のため出席した者

大内理事兼学校運営管理監, 伊東教育次長, 高橋教育次長, 吉田参事兼総務課長,
鈴木教育企画室長, 菅原福利課長, 寺島教職員課長, 熊野義務教育課長,
佐々木特別支援教育室長, 氏家高校教育課長, 雫石施設整備課長,
山内スポーツ健康課長, 西村生涯学習課長, 後藤文化財保護課長外

- 5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 8 2 4 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 8 2 5 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 佐々木委員及び佐竹委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 教育長報告 (秘密会以外)

- (1) 《憲法第 1 9 条「思想及び良心の自由は, これを侵してはならない。」憲法第 2 0 条 2 項「国及びその機関は, 宗教教育, 宗教活動もしてはならない」等々。上記の, 憲法の基本的人権問題に鑑み, 公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書》への対応について (説明者: 教育長)

平成 2 3 年 1 2 月 2 4 日付けで, 宗教法人 本門立正宗の代表役員 中川 晃 荘 氏から請願が提出されたので, その内容及び対応について, 御説明申し上げます。

資料は, 1 ページから 1 6 ページとなる。この請願書は, 全 1 6 ページに及ぶものであるが, その趣旨としては, 1 点目は, 教科書の一部の内容に極めて強い宗教色, 宗教的徳育を目的としたものがあり, これは憲法第 1 9 条及び第 2 0 条第 1 項及び第 3 項に違反となるものであることから, 公的機関, 学校当局による即時不採用の決定が為されるべきこと, 2 点目は, 生徒児童の家庭の信仰環境を全く無視し, クリスマス模倣祭礼行事への参加を強制的に集団で行うといった無法な授業が教育現場において行われることについて, これらの教材を授業に取り入れることがないよう, 公立学校に指導を徹底すること, この 2 点に集約されるものと考えられる。

まず, 請願の趣旨の 1 点目であるが, 本県の公立小・中学校で現在使用されている教科書及び平成 2 4 年度から使用される教科書は, 教科用図書検定基準に基づく文部科学大臣の検定を経たものの中から, 各採択権者が法令に定める手続きを踏んで採択したものであり, その使用については何ら問題がないものと考えている。

また, 2 点目であるが, 国公立学校における宗教の具体的な取扱については, 教育基本法第 1 5 条第 1 項において, 宗教に関する寛容の態度や, 宗教に関する一般的な教養は社会生活上尊重されなければならないとし, 同条第 2 項では特定の宗教のための宗教的活動をしてはならないとしているものであり, 各学校は, この規定及びこの趣旨を踏まえた学習指導要領に基づいて教育活動を行っているものと判断している。

請願者に対しては, ただ今御説明申し上げた趣旨で回答することとしている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐々木委員 県内の小・中学校において、このような請願の背景となる宗教的な制限を加えるような具体的な出来事があったのか。

教 育 長 事務局で調べた限りの情報であるが、この請願者は、平成17年度以降、これとまったく同様の趣旨の請願を各地で数回に渡り提出しているようである。したがって、県内の学校に関しては、これに関連する何らかの問題があったわけではないと捉えている。

佐竹委員 この請願は、宮城県に対し提出されているが、国には提出されていないのか。国に対して同趣旨の請願が提出されれば、文部科学省等から何らかの通達が出され、そのことに関する連絡等があるものと思うがいかがか。

教 育 長 この請願の内容を見ると、請願者の主張を国に対して述べていることは、これまでも度々あるような内容となっている。請願の形式で主張しているかどうかは不明であるが、そのような動きがあったものと思われる。

9 秘密会の決定

5 教育長報告

(2) 県管理施設からの雨水流出により発生した物損事故に係る和解について

6 議事

第4号議案 宮城県社会教育委員の人事について

委 員 長 教育長報告(2)及び議事の第4号議案については、非開示情報が含まれていることから、その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この審議等については、秘密会とする。

なお、秘密会とする審議等については、次回教育委員会の開催日程決定後に行うこととしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

(8 教育長報告)

(3) 震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会の最終報告について

(説明者：教育長)

震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会の最終報告について、御報告申し上げます。

資料は、18ページと別冊の最終報告書となる。

資料の18ページを御覧願いたい。「1 検討会の概要」であるが、東日本大震災によって大きな被害を受けた特別名勝松島に関し、特別名勝としての文化財的な価値と住民生活の早期の復旧・復興の両立を図るための基本的な考え方等に関する検討を行うため、関係する2市3町の首長、学識経験者等を構成員とした「震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する検討会」を設置した。

「2 検討の経過」であるが、昨年6月から12月にかけて3回の検討会において審議を重ねて頂いた。先般、1月25日に、その議論の結果を踏まえた最終報告書が提出されたものである。

「3 最終報告」であるが、(1) 特別名勝松島の保存管理の在り方に関する基本的な考え方、(2) 震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立を図るための基本方針、(3) 基本方針の内容や意味を具体的に説明した指針となっている。

この最終報告の詳細については、別冊資料の3ページから5ページに記載されており、特に、資料3ページの「震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための基本方針」の「① 高台への住宅移転」については、これまで新たな住宅等の建築が制限されていた保護地区の1A・2A地区への移転に関し、

必要最小限の範囲及び四大観（そこからの松島の眺望が素晴らしいとされる4つのポイント）からの展望に配慮した上で、それを可能とする方針が示されている。

「4 今後の方向性」であるが、この最終報告に基づき、関係市町教育委員会、復興事業担当部局及び文化庁と協力しながら個別の復興事業毎に必要な調整を進めてまいることとしている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) (質疑なし)

10 議事（秘密会以外）

第1号議案 第335回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

第1号議案 第335回宮城県議会議案に対する意見について、御説明申し上げます。

資料は、1ページから5ページまでとなる。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年2月14日付けで知事から意見を求められたので、異議のない旨回答しようとするものである。

はじめに、予算議案について、3ページの第335回宮城県議会提出予算議案の概要を御覧願いたい。教育委員会の平成24年度の予算額は208,788,193千円で、前年度と比較すると、10,962,757千円の増となる。その主な内容としては、東日本大震災で被災した県立学校等の施設設備の復旧や、被災した児童生徒の就学の支援、心のケア等に伴う経費の増である。主な事業については、資料に記載のとおりである。

次に、債務負担行為であるが、県立特別支援学校校舎等建設工事ほか6件について、必要な期間及び限度額の債務負担を措置するものである。

次に、予算外議案について、4ページを御覧願いたい。議第20号議案は、学校教職員等の定数を改定しようとするもの、議第19号議案及び議第43号議案並びに議第44号議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、図書館協議会条例及び美術館協議会条例並びに歴史博物館協議会条例について、協議会の委員の任命基準等を規定するなど、所要の改正を行おうとするもの、議第47号議案は、仙台市との間で、光明支援学校の学校給食に関する事務の委託について、地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 議第47号議案の学校給食に関する事務の委任について、この委任する事務は、主にもどのようなことを管理するのか。以前の定例会において、学校給食の米に係る問題があったが、その管理に関し、どこが、どのような手続きで確認していたのか、この件に関連した内容として伺いたい。

教 育 長 この議案では仙台市に委託する事務と表現しているが、具体的には、光明支援学校における児童生徒の増加に伴う学校給食について、その供給能力の不足分を仙台市から供給してもらうものであり、その事務を仙台市に依頼するための地方自治法上の手続きとなる。本議案を議会で議決頂いた上で、4月から仙台市に給食を提供してもらうこととしている。

なお、米の管理の問題等については、スポーツ健康課長から御説明申し上げます。

佐々木委員 この議題と直接的な内容ではないものと承知しているが、学校給食との説明があったことから質問した。この学校給食の問題に関しては、宮城県の中では大きな問題であり、保護者の方々は驚きを隠せない由々しき事故であったと思う。県教委として、その問題に対し、どのように対応したのか、そして、保護者に対し、その安全性をきちんと説明できるのか伺いたい。

なお、この件に関しては、本題から逸れることから、今後いずれかの機会に、その状況の報告と対応について説明頂くこととしても構わない。

スポーツ健康課長

現状だけ説明する。ケンベイミヤギの関係であるが、学校給食に提供する米の混入問題について、米のトレーサビリティの関係で関係者を調査し、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（通称：米トレーサビリティ法）に基づく管理が十分でなかったため、それを徹底させる観点から、1月16日に行政指導がなされたと承知している。

もう一つ、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（通称：JAS法）に基づく適正な表示の義務に違反があり、福島県産コシヒカリを宮城県産コシヒカリ、福島県産ひとめぼれを宮城県産ひとめぼれとして出荷していた事実が認められるものの、それを学校給食にどれだけの量を使用していたのか分からない。伝票を確認しても、学校給食に使用していたとの明確な情報や証拠がなく、事実関係が明らかにならなかったものである。そのような状況ではあるが、宮城県学校給食会では、ケンベイミヤギとの契約を解除し、それ以外の業者に精米等の業務を委託したことにより、引き続き業務を行っている。また、新年度からは、これまでの品質検査、鮮度検査、種目検査、数量検査等に加え、放射性物質の濃度等も調べていく方針であり、現在、その体制づくりを進めている。県教委としては、学校給食に供される米等の食材の安全・安心の確保について、万全を期すよう指導を強化してまいる。

庄子委員

第19号、第43号、第44号議案について、それぞれの協議会の任命基準の追加であるが、それぞれに共通している部分、あるいは独自の基準等、どのようになっているのか、また、第19号議案の2番目「教育委員会規則で定めていた事項を条例で規定」との部分について、どのようなことを規定するのか具体的に説明願いたい。

教育長

先ほど御説明したが、この3つの協議会については、その協議会設置の根拠規程となる法律で、協議会の委員を選定する基準を規定していたが、地方自治体の自立性をより高めるとの趣旨の法改正により、各協議会の設置を定める条例の中に、その委員の任命基準を規定する必要があるとの改正がなされた。そのため、今回、該当する条例に任命基準を明記する改正を行うものである。具体には、従来の法律に規定されていた考え方を条例に規定する改正であり、特別な新しい考え方を追加するものではない。

佐竹委員

第20号議案 職員定数条例の一部を改正する条例の3について、学校教職員の定数が107人減との記載がある。少子化や統廃合によるものと思うが、この定数のおり減員して、学校教育に支障がないのか心配である。教職員については、加配や期限を決めて配置していた例もあるが、今後の危機管理面で新たに担うべき業務もあり、職員の定数が不足しないのか心配である。学校間における配置のバランスを考慮する等、適正な配置に努めることと思うが、それほどの定数を減らして、十分な教育がなされるのか、教育現場の秩序が保てるのか等、学校現場が本当に大丈夫か心配である。大震災の影響で業務が増加している学校現場等の声は悲痛なものがあり、この大幅な定数減の数値は、相当ショックな提案と受け止めている。

義務教育課長

定数減については、学校の統廃合や児童生徒数の減により学級数が減少する等の理由により、教員数が減ってきていることが主な改正理由となる。ただし、震災に関連して増加している業務に対する加配については、国に対し、今後も維持するよう要望しており、国の回答は示されていないが、概ね加配する方向で配慮頂けるものと捉えている。御指摘の教職員の加配や補充については、各市町村教育委員会の要望にも応えられるよう、今後も全力を尽くしていきたい。

佐竹委員

その問題については、教職員と意見交換した際にも、最も多く出てくる意見である。本県教育現場の秩序の保持と、子ども達の教育環境を着実に復興させるためにも、国に対し強く要望してほしい。また、国からも最大限の理解を頂きたいと思う。

委員長

現在、加配等により配置されている教職員については、その定数とは全く別の考え方と理解している。定数は基準となる数値であり、その定数以上に追加して配置するのが

加配と理解しているがいかがか。

教 育 長 いわゆる少子化の影響で、全体としては定数が減少することになるが、沿岸部等の被災地を中心として、教職員の手厚い配置をする加配は、我々も何度となく文科省に要望しているので、その点は十分に措置されるものと捉えている。

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第2号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第2号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について、御説明申し上げます。

資料は、6ページから9ページとなる。まず、資料の7ページ「県立学校の管理に関する規則の一部改正の概要」を御覧願いたい。

「1 改正の趣旨」であるが、今回の大震災を教訓とし、学校教育における防災教育を進めるとともに、学校における地域防災を推進する体制整備を図るため、各県立学校に校務分掌として防災主任を置くこととしたものである。

「2 防災主任の業務」であるが、その想定される業務として、学校内においては、防災教育計画や防災計画の策定、防災訓練の実施等、学校外では、地域との合同防災訓練の企画・実施、自治体等の関係機関との連絡調整等を想定している。

次に、改正の内容について、資料9ページの新旧対照表を御覧願いたい。第19条第1項は、県立学校に置かれる教務主任等の校務分掌について定めた規定であるが、ここに防災主任を新たに加え、また、同条第5項として、防災主任の職務内容を新たに規定すること等、所要の改正を行うものである。

なお、この規則は、平成24年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 主任と主事の表現の違いを説明願いたい。この条文には、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、防災主任と表現されているが、主任等を担う先生には、どのような権限が付与され、判断すべき範囲の想定がどうなるのか。また、先生の本来的業務である児童生徒への教育以外にこれらの業務を担うこととなるから、その業務内容や業務量による負担に対し配慮がなされるのか。

教職員課長 第19条の主事や主任の名称であるが、これまでの経緯から教務主任や進路指導主事と呼称しているが、学校教育法等の法令上は、どちらも主任等として位置付けられている。また、御指摘のあった主任の権限については、この条文に記載のとおり、連絡調整や必要に応じた指導・助言を行う等である。例えば、校長や教頭のように、管理職員として所属職員を指揮・監督する立場ではなく、教諭の中において、担当する防災関係の業務に関する連絡調整や必要に応じた指導・助言を中心的に行う者となる。また、本来の業務である児童生徒の教育を司ることはもとより、それに加え、それぞれ担うべき業務について、その校務分掌の中心となって進めることとなる。

佐々木委員 先生の本来的業務である教育業務が軽減されることなく、防災主任としての業務が新たに追加されることになるのか。

教職員課長 児童・生徒への授業やその他関係する業務は、これまで通りに担当して頂く。学校においては、校務分掌として、学校の安全に関する問題や保健に関する問題等、各主任等の役割を決めて業務を行っているが、その中で、特に各学校に共通する業務については主任として位置付けている。例えば、教務主任であれば、各学校で必ず教育計画を策定する必要があることから、その業務を中心的に担当する教諭を主任としている。

防災面あるいは安全面については、これまでも各学校で取り組んできているところであるが、今回の大震災を受け、各学校内での分掌をさらに整える必要があるため、その業務の中心となる者に対し、新たに防災主任として位置付けるものである。

佐々木委員 防災主任の業務を担うべき教員に対し、給与面での処遇や、職位が上位の職となる等、何か具体的な形で反映されないのか。

教職員課長 教育職員には、講師、教諭、主幹教諭、教頭、副校長、それから校長の職があるが、主任は教諭をもって充てることとなっているため、職としてはあくまで教諭である。ただし、その主任は、本来業務に追加された業務を担うことから、それに対する給与上の措置として、主任手当を支給することとしている。今回の防災主任についても、手当を支給する主任として位置付けたいと考えており、予算上の問題はこれから議会で議論されることとなるが、その支給により処遇したいと考えている。

委員長 今回の改正は、各学校に防災主任を位置付けることであり、その考え方はとても良いことであると思う。しかし、地域や保護者の防災主任に対する意識が心配である。地域や保護者は、今後何らかの災害が発生した際に、その防災主任の先生が災害対応の中心となって、全てが機能すると捉えてしまうのではないか。子ども達の生命を守ることは、学校と保護者や地域、それぞれが連携し、協力し合って進めていく必要がある。このため、そのような意識を持たれないためにも、地域や保護者の方々に対し、「2 防災主任の業務」の(2)の内容について、十分に説明した上で理解して頂く必要がある。単なる説明で終わることなく、防災主任を中心とし、常日頃から保護者や地域住民を取り込む等の活動を展開し、制度の趣旨を十分に周知する必要がある。それが徹底されないと、防災教育や地域防災に関する何らかの問題が発生した場合に、防災主任の先生が責任を問われるような状況となる可能性もある。防災主任のイメージが先行し、一人歩きしてしまう恐れがあるため、その部分に関しては特に慎重に進めてほしい。

教育長 委員長の御指摘は、まったくそのとおりでであると思っている。防災主任の業務としては、先ほど申し上げたように、学校内で防災教育計画を策定する、あるいは先生方に対する防災関係の研修を企画・実施する、また、それに加えて、学校外との関係として、地域との密接な関係を作っていく、そのようなことに関して中心的な役割を果たすことが、その業務に課せられた重要な使命であると考えている。

今回の震災で避難所となった各地の学校の事例を見ても、普段から地域との密接な関係を築けている学校ほど、教育活動が円滑に再開される傾向にあったと思う。地域住民あるいは子ども達を、地域全体で守っていく体制作りや雰囲気醸成することも、この防災主任の大きな役割だと考えている。委員長御指摘の点に関しては、十分に留意していきたい。

佐竹委員 今回の防災主任に関して、それを命じられた先生以外の先生方が、その職を命じられた先生に全て依存してしまう可能性もあると思う。学校内における周知の際にも、防災主任として命じるが、教員全員で防災教育等を進めていく、全ての教員が防災副主任の様な位置付けであることを、きちんと周知してほしい。教務主任になれば、教務主任の先生に全部お任せ、防災主任であれば、防災主任の先生がいるから私達は分からないとの体制では不十分であることから、学校内においても、教員同士のコミュニケーションが図られ、教員一人ひとりが防災教育と地域防災等に対する自覚を持って、その体制作りに取り組む必要がある。

教育長 今回の御指摘も、大変重要なことであると思う。先ほど申し上げたように、これはあくまでも校務分掌の一つとして配置するものである。校務分掌とは、学校として担うべき業務を先生方が分担して行うことを指しており、主任を命じられた先生だけが、全ての業務を担うものではない。個別の分野や領域について、先生方が分担して取り組む、その際にリーダーとなるべき先生を主任として位置付けるものであり、その先生一人だけに過重な負担が掛かることのないよう十分に留意する必要があると考えている。

佐竹委員 もちろん、そういった趣旨で話されていると思う。その趣旨が学校現場に十分に浸透するよう十分な周知をお願いする。

今回の大震災の対応に関しては、教務主任や保健の先生等のように、特定の分野の職に就いている先生方に大きな負担が強いられたとの傾向があった。その傾向が踏襲されることなく、みんなで防災教育を推進していく体制作りが必要であり、主任は先生方の中心になる者との考え方が、学校現場内における共通認識となるよう周知徹底してほしい。

教 育 長
委 員 長

十分に留意の上、対応していきたい。

今の佐竹委員の発言にあった特定の先生が大変であり、周囲の先生が任せっぱなしだとすれば、そこにも問題があると思う。本来、その人はリーダー的な存在であるべきであり、周囲の先生方を引っ張り、巻き込んでいく手腕も大切であると思う。例えば、その先生が、教頭先生や校長先生になった際、学校運営に支障を来す恐れもあるのではないか。組織としては、周囲のバックアップも必要であるが、リーダーとして周囲を引っ張る資質の醸成も重要な要素であり、また、将来の管理者を育成する観点からも必要であると思う。

委 員 長

(委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第3号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第3号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について、御説明申し上げます。

資料は、10ページから21ページとなる。まず、資料の11ページの改正の概要を御覧願いたい。

「1 改正の趣旨」であるが、今回の改正の1点目として、従来、盲・ろう及び養護学校教諭の免許状については、学校種別毎に免許状が定められていたが、平成19年度から施行された教育職員免許法の改正により、特別支援学校教諭の免許状に統一され、それまでの学校種別毎から視覚、聴覚、知的、肢体不自由及び病弱の5つの障害種別の領域に区分されることとなった。このため、免許状授与後に他の領域を追加した場合、授与原簿等にその情報を記載することが必要になったものである。また、教員免許更新制が導入されたことに伴い、免許状の有効期間の満了日及び更新講習受講等による手続きが終了した旨の情報の記載も必要となっている。

次に、2点目として、全国共通のシステムにより教員免許状を作成しているが、今般、当該システムにおいて、ほとんどの県で採用されている縦書き表記に対応した設定変更が行われることから、その表記に対応する免許状とするため、それぞれ関係する様式の改正を行うものである。改正する様式については、資料18ページから21ページの新旧対照表に記載のとおりである。

なお、この規則は、年度末に授与する免許状から新様式で対応できるよう、本年3月1日から施行することとしている。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑) (質疑なし)

委 員 長

(委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

1.1 課長報告等

(1) 平成23年度学校基本調査結果の概要について

(説明者：総務課長)

平成23年度学校基本調査の結果の概要について、御報告申し上げます。

資料は、別冊の「平成23年度学校基本調査(概要)」となる。この調査は、国公立の別を問わず、学校に関する基本的事項を明らかにするため、毎年5月1日現在で実施している基幹統計調査であり、今月6日、その結果が文部科学省から公表されたものである。お手元の資料は、本県の状況についてまとめたものである。

なお、この調査の速報値は、既に昨年8月に公表されており、東日本大震災により被災した岩手、宮城及び福島県の3県については、調査の着手が遅れたため、速報値には含まれておらず、今回の確定値に反映

されている。また、数値の取扱いについても、避難等により他校に事実上の就学をしている児童生徒については、受入先校の在学者として扱い、前年度間の記録を基に回答する事項については、可能な範囲で回答することとされている。

資料の1ページを御覧願いたい。「1 学校数、学級数、在学者数及び教員数」について、表1を御覧願いたい。平成23年度の本県の学校数については、前年度に比べ、小学校は6校減少し449校、中学校は変動なく224校、高等学校は鶯沢工業高等学校の廃止により1校減少し101校、特別支援学校は利府支援学校富谷校の新設により1校増加し23校となった。県立の高等学校及び特別支援学校の廃止又は新設は、新県立高校将来構想第一次実施計画及び県立特別支援学校教育環境整備計画に基づく計画的なものであり、過去1年間の新設・廃止校の状況は、資料2ページに記載のとおりとなる。

1ページにお戻り願いたい。学級数は、前年度に比べ、小学校で98学級の減、中学校で20学級の増、特別支援学校で8学級の増となっている。このうち中学校の学級数の増は、特別支援学級数の増及び学級編制弾力化による学級数の増によるものである。在学者数は、前年度に比べ、小学校で3,263人、中学校で417人、高等学校で892人、それぞれ減少しており、小学校児童数及び中学校生徒数は、昭和23年の調査開始以来、最低となっている。また、東日本大震災による影響としては、文部科学省が5月1日を基準日に行った別の調査によれば、1,494人の幼児・児童・生徒が県外に転校等し、700人が県内に転入等したものとされている。

なお、本年度は小学校児童数の減少が目立つが、出生数の減少数とは必ずしも連動しておらず、また、過去5年間の児童数の減少幅も500人台から1,400人台までと広いため、本年度の減少も社会減による影響が大きかったものと考えている。教員数は、前年度に比べ、小学校で76人減少し8,179人、中学校で58人増加し4,918人、高等学校で39人減少し4,628人となっている。

資料の3ページは、1学級あたりの児童生徒数の推移について、平成12年度から表したものである。

資料の4ページは、在学者数の推移について、昭和23年度から表したものである。

次に、資料の5ページを御覧願いたい。「4 長期欠席者数」について、表3を御覧願いたい。平成22年度の1年間に30日以上欠席した長期欠席者数は、前年度に比べ、小学校では82人増加し897人、中学校では53人減少し2,403人となっている。資料の6ページは、理由別長期欠席者数の推移について、平成13年度間から表したものである。長期欠席者数は年々の増減はあるものの概ね減少傾向にあるが、特に中学校の「不登校」を理由とする長期欠席者の割合は、依然として高い状態にある。

なお、「その他」は、保護者の都合により送迎ができないための欠席や、病気や不登校までには至らない体調不良による欠席等が含まれているものである。

次に、資料の7ページを御覧願いたい。「5 卒業後の状況」についてである。まず、中学校の卒業者の状況について、表4-1を御覧願いたい。進学率は98.8%で、前年度より0.1ポイント低下している。就職率は0.1%、前年度から10人減少し26人となっている。次に、高等学校の卒業者の状況について、8ページの表4-2を御覧願いたい。進学率は45.5%で、前年度より2.2ポイント低下しており、全国平均に比べ8.4ポイント下回っている。就職率は20.3%で、前年度より0.4ポイント上昇しており、全国平均に比べ4ポイント上回っている。

なお、資料には記載されていないが、一時的な仕事に就いた者を含む「進学又は就職以外の者」は1,548人で、卒業生総数に占める割合は7.5%と前年度より0.5ポイント上昇している。これは、被災企業の内定取消等の影響もあった数値と考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐々木委員

6ページの長期欠席者数について、年々減少しており、全体的に良い傾向になっていると思う。これについて、何らかの具体的な対策を講じた結果等、それを分析した内容があれば説明願いたい。

義務教育課長

長期欠席者数が年々減少していることは、我々も良い傾向であると捉えている。特に、不登校の問題については、各教育事務所、市町村と連携を取りながら、同じ目標に向かい、常に減らす努力をしているところである。しかし、減少傾向にはあるものの、中学

| | |
|-------|---|
| 委員 長 | <p>校の数値は、全国平均よりも上回っている状況にある。今後も、効果的と思われる取組等について分析し、この数値がさらに減少するよう努めていきたい。</p> <p>この調査結果は、毎年報告されている内容であるが、施策等にどのように反映されているのか伝わってこない。過疎化により児童生徒数の減少が進行している地域があれば、少子化対策の分析へ利用する、あるいは欠席者とその理由の確認、いじめの問題の分析等、それらの確認や分析について、様々な利用方法が考えられる。それらを分析した結果、道徳教育に問題があれば、道徳教育や県教委で取り組んでいる志教育等を推進していくこと等、具体的な施策展開へ活用すべきと思う。その活用状況等について、把握している情報があれば説明願いたい。</p> |
| 総務課 長 | <p>この学校基本調査は、統計法に定める基幹統計調査という国の統計であり、国が各県の状況を調査し、国全体の政策立案をするのに活用する数値である。例えば、後段の不登校や就職の状況については、他県の状況や全国平均と比較し、本県の傾向を分析することにより、県教委としての施策立案に結び付くものと考えている。特に、課題である進学率や不登校率については、この調査結果の数値の傾向を把握し、県教委が実施する施策の検討に大いに利用できるものと認識している。</p> |

(2) 平成22年度における児童生徒の問題行動等に関する調査（宮城県分）について

(説明者：義務教育課長)

先日、文部科学省から公表された「児童生徒の問題行動等に関する調査」のうち、本県の小・中学生に係る部分について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから6ページとなる。

なお、昨年8月に公表された同調査には、宮城・岩手・福島の被災3県は含まれておらず、今回は被災3県を含んでいるが、本調査は震災前の平成22年度の状況を取りまとめたものであり、震災後の影響は反映されていない。また、本調査における本県の調査対象校は、国公私立小・中学校、中等教育学校で、小学校455校、中学校226校である。

それでは、資料1ページの「Ⅰ 暴力行為」を御覧願いたい。「枠内」には、全国と県の結果概要を記載している。本県の状況としては、小学校は132件で前年度より47件の増加、中学校は717件で前年度より129件の増加と、小・中学校ともに発生件数が増加しており、暴力行為発生の低年齢化が危惧される場所である。続いて、2ページの「2 形態別発生件数」であるが、表2のとおり、小学校では対教師暴力・対人暴力が減少し、生徒間暴力、器物損壊が増加している。中学校では、対教師暴力が減少し、それ以外の形態で増加している。「3 加害児童生徒数」であるが、小学校は122人で前年度より53人の増加、中学校は756人で前年度より172人増加している。

次に、3ページを御覧願いたい。「Ⅱ いじめ」について、本県においては、表4のとおり、認知件数は、小学校は前年度より減少し、中学校は増加している。また、いじめを認知した学校数については、小学校は124校で前年度より4校の減少、中学校は129校で前年度より3校の増加となっている。県教育委員会としては、その増減の問題以上に、認知した事案にいかに対応し、解決を図るかが重要であると考えている。「2 いじめの態様」については、小・中学校とも「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」との項目が最も多く、小・中学校で約7割となっている。次いで「仲間はずれ、集団により無視をされる」の項目で小・中学校とも約2割となっている。続いて、4ページの「3 いじめ発見のきっかけ」については、「学校の教職員による発見」が多く、小学校は約8割、中学校は約6割となっている。本県においても、各学校でアンケート調査を通していじめの認知に努めているところであり、いじめの解消率も全国平均に比べ高くなっている現状にある。

続いて、5ページを御覧願いたい。「Ⅲ 不登校」について、本県においては、小学校は前年度より増加しているが、中学校は前年度より減少している。在籍者に占める割合である出現率については、表9のとおり、小学校は全国と同様であるが、中学校は全国平均を上回っており、依然として憂慮すべき状況にある。「2 不登校のきっかけと考えられる状況」については、小学校は、「不安など情緒的混乱」が最も多

く、次いで「無気力」となっている。中学校は、「無気力」が最も多く、次いで「(いじめを除く) 友人関係をめぐる問題」となっている。続いて、6 ページの「4 (1) 指導の結果、登校できるようになった児童生徒数」については、小学校は150人で前年度より11人の減少、中学校は637人で前年度より33人の減少となっている。

なお、再登校率については、小・中学校とも本県は全国を上回っている。

「4の(2) 指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒に特に効果があった学校の措置」については、小・中学校とも「教員の家庭訪問による相談・指導・助言」、「電話や迎えによる登校の促し」等に効果が認められている。

以上が、暴力行為といじめ、不登校の結果の概要である。

最後に、「Ⅳの 今後の対応」について、県教育委員会としては、増加傾向を示す暴力行為等の児童生徒の問題行動等に歯止めをかけるために、これらの行為が特定の学校に集中する傾向が見られることから、本年度から生徒指導支援として、問題行動等の発生の多い学校に教員の加配を行うとともに、生徒指導支援員として教員OBや警察官OBを配置しているところである。

東日本大震災の影響による厳しい状況の中で今後、問題行動等の増加が懸念されるが、その未然防止、早期発見・早期対応が図られるよう、関係機関や市町村教育委員会及び学校と連携して、積極的に対策を推進していく所存である。

(説明者：高校教育課長)

引き続き、高等学校の現状について、御報告申し上げます。

資料は、7ページから15ページとなる。

資料の7ページを御覧願いたい。まず、「Ⅰ 暴力行為」について、平成22年度の全国の高等学校の暴力行為の発生件数は、前年度より141件増加しているが、本県においては31件減少している。「2 形態別発生件数」としては、生徒間暴力が105件と最も多くなっているが、前年度よりも37件減少している。「3 加害生徒数」については229人で、前年度よりも11人減少している。

続いて、資料9ページを御覧願いたい。「Ⅱ いじめ」について、平成22年度の全国の高等学校のいじめの認知件数は、前年度よりも1,376件増加しており、本県においても99件増加している。「2 いじめの態様」としては、「冷やかしやからかい」、「仲間はずれ、集団による無視」、「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く」の順で多くなっている。次に、10ページの「3 いじめ発見のきっかけ」は、アンケート調査による発見が最も多く、前年度よりも22.1ポイント増加している。「4 いじめの解消状況・対応状況」については、解消したものの割合は65.7%で、前年度よりも2.2ポイント減少し、全国平均を下回っている。次に、11ページの暴力行為やいじめについての「5 今後の対応」であるが、学校生活全般にわたって道徳心や規範意識を涵養するよう努めるとともに、暴力やいじめは絶対に許さないとの毅然とした姿勢を生徒に示すことが必要であると考えている。また、授業を中心とした日々の教育活動において、生徒の達成感や充実感を高められるよう工夫するとともに、教育相談体制の充実を図り、未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えている。

続いて12ページを御覧願いたい。「Ⅲ 長期欠席」のうち不登校生徒について御説明申し上げます。平成22年度の全国の高等学校の不登校生徒数は、前年度より3,979人増加しており、本県においても181人増加している。次ページになるが、「不登校のきっかけと考えられる状況」としては、「無気力」、「不安など情緒的混乱」が、大きな割合を占めている。

次に14ページの「Ⅳ 中途退学」について、全国の高等学校の中途退学者数は前年度よりも1,532人減少し、本県においても24人減少している。「2 中途退学の事由」としては、「学校生活・学業不適応」、「進路変更」の順に多くなっており、それぞれの内訳としては「もともと高校生活の熱意がない」、「別の高校への入学を希望する」との理由が多くなっている。最後に、15ページの不登校及び中途退学についての「3 今後の対応」であるが、学校生活の様々な場面で学ぶことの意義を考えさせながら、社会で果たすべき役割を自覚させるよう「志教育」を推進することで、主体的に生きる力を育てていくことが重要であると考えている。また、学習へのつまずきから学校生活に対する意欲を喪失することがないように、これまで以上にわかりやすい授業づくりに努め、生徒の達成感や充実感を高めるよう努めてい

くこと、さらに、教師が自分に合った手法を用いて良好な人間関係の構築を図ることで、安全で安心できる学びの環境づくりに努めるとともに、特別活動や部活動等を通して自己有用感を高めていくことができるような工夫が必要であると考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐 竹 委 員
義 務 教 育 課 長

この調査の対象は子ども達と思うが、不登校の生徒も全て調査しているのか。

この調査は、学校が把握している情報を基にして回答したものとなる。例えば、不登校であれば、長期欠席した日数を国に報告し、一定の基準に基づき、全国の統計データとして取りまとめたものである。

佐 竹 委 員
義 務 教 育 課 長

いじめに関しても、学校が把握している情報により集計されたものとなるのか。

その通りであり、学校の認知件数となる。その情報については、各学校でアンケートを実施する等、十分な把握に努めているが、あくまでも学校で認知した数値となる。

高 校 教 育 課 長

特に、いじめ等については、子ども達の担任への訴え、親からの情報、あるいは当事者の子どもの友達からの情報等により担任が把握することが多い。その外、義務教育課長が回答したように、生徒に対するアンケート調査を強化した結果、高等学校における認知件数が増加する等、今回の調査結果に反映したものと考えている。

佐 竹 委 員

不登校の子どもは、メンタル的に弱い部分があるとの統計も出ているが、いじめによる影響が大きな要素となっている面もある。一方で、担任の先生等に相談したくても話を切り出せない、相談する先生がいない場合もある。このアンケート調査により、その子ども達に手を差し伸べられたことは、とても良いことであると思う。

庄 子 委 員

この調査に関連して、そのような不登校の児童生徒数、いじめの被害者数等の過去5年あるいは10年の推移や傾向はどうなっているのか。

義 務 教 育 課 長

不登校者数の10年間の推移について、小学校は概ね横ばいであるものの、最近若干程度であるが増加している傾向にあり、県教委としても懸念している。また、中学校は、徐々に増加していたが、平成19年度頃から減少に転じている。

佐 竹 委 員

その減少に転じた理由について、少子化に比例している等の分析はしているか。

義 務 教 育 課 長

御指摘の内容は出現率である。子どもの人数は減少しているものの、その推移は概ね横ばいとなっている。

佐 竹 委 員

出現率が概ね横ばいで、子ども達の人数が減少しているのであれば、子ども達の人数に占める不登校者の割合は増加していると思われるがいかがか。

義 務 教 育 課 長

不登校生徒が減少してきているものの、本県の出現率は3.02であり、全国平均では2.7から3.0となっている。その数値との差に係る分析も必要ではあるが、まだ全国平均までに至っていないことから、今後も減少させていく努力が必要と捉えている。

委 員 長

義務教育課程でも問題を抱えているが、高校内の生徒の暴力に関する問題も顕著であると思う。その問題行動について、問題を引き起こす子ども達は、高校入学後にそのような行動に出るのではなく、中学生時代からその傾向が見られることがあるため、学校だけの対応では現実的に難しいと思う。学校側の対応として、家庭訪問や生徒達を迎えに行く等の対策を講じているものの、有効な解決策にはなっていない。その防止策として、学校側から家庭に対して助言を行う等、生徒だけでなく保護者を含め、自覚を持ってもらえるような活動を展開できないものか。

佐 竹 委 員

そこが、この問題行動に係る一番の障害だと思う。結局、学校が家庭に踏み込んでいった場合、家庭のプライバシーの問題、学校の守秘義務の問題等から、自ずと限界が見えてしまう。その部分に係る対処として理想的であるのは、学校と家庭及び地域の連携を図り、対応していくことである。例えば、町内会の事例であるが、不登校の子どもを持つ家庭は、月1回の掃除に出てこない場合があるが、その際には、地域住民が積極的

に参加を呼びかけ、地域とのコミュニケーションを取るよう促している。そのような対応は小さな取組であるが、地域全体でサポートする体制作りが重要であり、その積み重ねによる関係の構築が、この問題の改善の糸口となると思う。

一方で、問題行動を取る生徒に対する学校の対応に関しては、その認識の欠落や、そこまでの対応ができるのかとの消極的な印象を受けることもある。また、地域との協働に関しては、国から通知されているが、その内容に関する周知が徹底されず、趣旨や考え方が十分に浸透していないと思う。やはり、地域も学校教育を支える一員となって、学校と連携して取り組んでいくことが重要であると思う。

委員長

不登校や休みがちの児童生徒、あるいは、部活にも行きたがらない生徒達を見ていると、本人の問題もあるが、家庭の問題も相当関係しているものと思われる。家庭が前向きであれば、その改善につながる可能性もあるが、消極的あるいは非協力的な家庭が存在しているのも実状であると思う。

佐竹委員

そのような家庭に対しては、まさに地域の力が必要であると思う。地域から孤立させるのではなく、気軽に声がけする等、ほんの少しのきっかけで、その子ども達や家庭は驚くように変化する。そのためには、それを率先して実行してくれる人が必要であり、地域の中には潜在的に多数の方々が存在するはずである。家庭に入っていけない場合は、地域全体で盛り上げていくことを弾みにしてはどうか。学校と生徒だけで解決しようとするのではなく、地域をもっと利用し、お互いを活性化すべきと思っている。

教育長

今回の報告は平成22年度の数値であるが、東日本大震災後の平成23年度の状況について、実際に調査をしないと正確な情報は得られないが、各学校あるいは関係者から聞いた部分的な情報により、現時点で把握している内容を説明する。

先ほどから御意見を頂いている不登校については減少傾向にあり、また、これは高校についてであるが、被災地の大変悲惨な体験をした子ども達は、その後、見違えるほど成長したとの話が寄せられている。統計的な数値で申し上げれば、高校生の就職内定率について、これは大変厳しい状況になるものと予測していたが、現時点の状況は前年を遥かに上回るペースで推移している。また、学力に関連するデータとして、1月のセンター試験の結果であるが、こちらも前年よりも良い結果が出ている。子ども達の学習環境は、震災前に比べ悪化している状況にあるため、どのような結果となるか心配であったが、現時点の情報を見る限りでは安心してはいる。

そのような状況から総合的に推察すると、子ども達は「頑張らなければならない」との緊張感を持って、学校生活を送っているものと思われる。今回の大震災は大変な災害であったが、今後の学校教育の中で、この震災の体験をより良い方向に活かしていく取組が重要であり、それを志教育と連動させて、子ども達に対する動機付け、意識付けを行っていく必要があると感じている。

佐竹委員

教育長の説明を裏付ける話題として、事例を一つ紹介したい。震災による津波で町内会長が流され、まとまりがつかない避難所があった。そのときに一番頑張ってくれたのが、子ども達であった。子ども達の元気な姿、友達を気遣う気持ち、お年寄りや家族を労る優しさ等、その姿に触発されて、町内会長の代役となる方々が申し出て、自然的な流れの中でコミュニティが形成されていた。バラバラになっていた地域の関係を、この震災が契機となり、地域の有るべき姿を取り戻してくれる。計り知れない程のつらい思い、悲痛な出来事が、数え切れない程あったが、それに屈しない人達、そして子ども達の強い力が表れたものと思う。

この震災を機にと言えば語弊があるが、震災により引き出された思いや力が、「もう一度、地域を見直さない」との強いメッセージを発信しているものと感じており、今後の地域作りや学校教育を好転させるものと大いに期待している。

(3) 平成24年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第2回志願者予備調査並びに推薦入試及び連携型入試について

(説明者：高校教育課長)

平成24年度宮城県公立高校入学者選抜に係る第2回志願者予備調査並びに推薦入試及び連携型入試の結果について、御報告申し上げます。

別冊の資料の1ページを御覧願いたい。まず、「I 高校入試実施公立高校数等について」である。入試を実施する公立高校は、課程別で、全日制課程73校、定時制課程13校である。会場となる学校は、全日・定時合わせて78校である。

次に、「II 入学志願者数について」である。今回が2回目の予備調査結果となる。「1 総括」にあるように、中学校卒業予定者数22,175人に対し、募集定員が全日制課程で15,160人、定時制課程で1,040人である。卒業予定者が昨年度よりも169人増加した結果、全日制課程の志願者数は17,633人で倍率が1.16倍となり、昨年度よりも0.01ポイント上がっている。また、定時制課程の志願者数は457人で倍率は0.44倍となり、昨年度より0.09ポイント下がっている。「2 地区別の志願倍率」であるが、最も倍率が高かったのは、仙台南地区で、昨年度より0.01ポイント下がり1.46倍になった。2番目は、仙台北地区で、昨年度より0.08ポイント上がり、1.40倍になった。2ページになるが、志願倍率の高い学校・学科と、志願倍率が1倍を下回った学校等については、3,4に記載のとおりである。3ページの5番には、平成24年度に学級減等を行う学校・学科の志願状況、6番には中高一貫教育校、7番には男女共学3年目から6年目となる高校の志願状況をそれぞれ記載している。

続いて、4ページ中段からの推薦入試関係の「III 推薦入試出願者数について」であるが、現行制度での最後の推薦入試となる。まず、総括にあるように、全日制課程の推薦入試の募集人数5,066人に対して、出願者数は5,302人である。平成24年度に高校入学を志願する者のうち、推薦の出願をした者の割合は30.1%となり、昨年度より0.1ポイントの減少となった。

次に、5ページの「IV 連携型入試への出願状況について」であるが、東日本大震災により大きな被害を受けた南三陸町にある志津川高校については、平成22年度入試の合計108名、平成23年度の合計127名と比べても、ほぼ例年並の出願者数となっている。

続いて、先週発表した「V 推薦入試合格状況」について、全日制課程では、出願者数5,302人に対して、合格者数4,131人で、全日制募集定員全体の27.2%になっており、昨年より0.1ポイント増になっている。定時制課程では出願者数25人に対して合格者数は24人であった。この結果、2(2)①になるが、一般入試の募集人数は、全日制課程で、募集定員から推薦及び連携型入試合格者並びに古川黎明中学校から黎明高校への進学予定者数を差し引いた10,846人となる。

なお、推薦入試の合格倍率や個別の合格倍率の高い学校、「VI 連携型入試合格状況」については、記載のとおりである。

最後に、6ページの「VII 今後の日程」に入試日程を示している。また、7ページ以降には、個別の高校に関する詳細な資料を添付している。7ページから12ページまでが志願状況、13ページから16ページまでが推薦入試出願状況、17ページから20ページまでが推薦入試合格状況である。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐竹委員
高校教育課長

社会人推薦について、詳しく説明願いたい。

社会人推薦は、社会に出て働いた経験を持っている人、さらには主婦もその対象となる。その推薦について、社会経験のある人の場合は、所属する企業等の代表者から推薦して頂くが、主婦の場合は、配偶者等から推薦をして頂いており、何とか工夫して受験の機会を作っている状況にある。その結果、昨年は3名、今年は1名となっている。

佐竹委員
高校教育課長

推薦方法は承知したが、調査票等の書類はどのようにしているのか。中学校時代の当時の状況を基に調査票を作成しているのか。

高校教育課長

基本的には、中学校の記録が保存年限内の場合は、その情報を基に調査票を作成して

頂いている。その記録がない場合や高年齢の方の場合は、卒業証明書を推薦資料としている。

委員長 本件に関連して質問する。来年度は前期選抜と後期選抜となるが、その対象となる中学校2年生の保護者に対し、その具体的な選抜方法等について、十分に周知されていないと思われる。その保護者の方々は、どのような選抜方法となるのか、不安に感じているため、各学校から、もう少し詳しく説明する等、周知徹底する必要があると思う。

高校教育課長 中学校や地域の関係者の方々と接する機会やPTAの会合等、要請があれば、県から出向くようにしている。ただし、その対象数が非常に多いため、十分に周知されていない可能性もある。その状況を少しでも解消するため、中学校の先生方に選抜方法を熟知して頂き、それを保護者や生徒に適切に周知して頂く等の対応を行っているところである。

12 資料（配付のみ）

- (1) 平成24年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について
- (2) 平成24年度県立中学校の入学者選抜結果について
- (3) 宮城県美術館特別展「世界遺産ヴェネツィア展～魅惑の芸術・千年の都～」について

13 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成24年3月15日（木）午後2時30分から開会する。

14 閉 会 午後3時28分

平成24年3月15日

署名委員

署名委員